

3 司法過疎対策について

先日テレビで司法ネットについて紹介されているのを見ました。

弁護士がいないうようなところでも法律についてのサービスが受けられるようにするということが紹介されていましたが、そのような弁護士のいないところこそ、弁護士の援助が必要ではないかとかねがね考えていました。地方の、特に田舎といわれるような地域では、情報が伝わってくるのが遅いこともあってか、ねずみ講のような商売や訪問販売のような被害が多いと聞いたことがあります。是非早期に司法ネットができるとういと思います。

司法過疎という言葉がありますが、過疎地では弁護士さんがいないこともあり、何か問題が起こった場合に、弁護士さんに相談しようという発想があまりないのではないのでしょうか。そこで提案なのですが、いつでも相談に行けるような窓口を役場や公民館などの一画に作って、そこに弁護士さんがいるということになれば、問題について弁護士さんに相談するという意識が高まり、身近になるのではないのでしょうか。

運営主体が司法過疎地域に事務所を設け、弁護士を派遣することは大いに結構だと思いますが、それによって、せっかく地方で開業しようという普通の弁護士さんにとって、抑制要因となつてはいけないと思います。

民業圧迫にならないようにということを常に念頭に置いてください。

司法ネット構想によって政府が司法過疎対策を進めることは大いに結構であるが、だからといって日弁連がこれまで進めてきた公設事務所などの取組を後退させることがあってはならないと思う。基本は日弁連など国家・政府から離れた在野の団体の自主的な取組にあるべきであつて、それでは賄われない部分を補充的に政府で手当てするような仕組みであるべきである。

弁護士の中には、過疎地での開業を検討している者も多いが、残念ながら開業当初の資金不足の不安を理由に今一步が踏み出せない

者が多いのも事実である。運営主体の弁護士として過疎地で勤務した結果として、引き続き、運営主体を離れて独立・開業する弁護士が出て行くことが望ましいのではないか。

司法過疎対策は重要である。事務所を常設するのが無理なら、週に1回でも2回でもいいので、弁護士が来るようにしてもらいたい。

司法過疎対策について

1 現状

(1) 法律相談センターの設置状況

日弁連は、法律相談センター設置を推進しており、平成2年当時全国36箇所だった設置箇所は平成15年12月10日現在では268箇所となっている。この取組みにより、弁護士過疎地域における法律相談センターも相当数設置されている。しかし、設置箇所は全国3209（平成15年5月1日現在）の市区町村のごく一部に過ぎないし、弁護士過疎地域における設置もなお十分とはいえない。

(2) 弁護士過疎地域における「ひまわり基金」公設事務所の設置

また、日弁連は現在までに20箇所（うち1箇所は、弁護士の任期満了により現在後任を募集中）の弁護士過疎地域に「ひまわり基金」公設事務所を設置してきたが、それでも全地裁本庁支部の数253のうち39支部には未だ1名の弁護士しかおらず、18支部には1人も弁護士がいない。（平成15年12月3日現在）

(3) 日弁連の取組みの限界

日弁連は全会員から毎月1000円の特別会費を徴収してひまわり基金を設立し、弁護士過疎地域への支援を行っている。しかしこれら地域の法律相談センターのほとんどは赤字であり、平成14年度ひまわり基金からの支出額約2億2129万円のうちおよそ1億4400万円が法律相談センターの開設・運営費に充てられている。特別会費の徴収は時限的な措置とされている。

また、「ひまわり基金」公設事務所は、あくまでも「民間事務所」に日弁連が一定の補助を行うもので、「人材確保」は「任

意の応募」に依拠せざるを得ない。こうした性格は、「公的弁護制度事件についての対応態勢としての公設事務所」という点では基本的な限界がある。従って「対象事件」についての確実な選任と迅速な弁護活動提供が、制度実施と同時に「どの地域でも」一斉に要求される「公的弁護制度」に対する対応を「ひまわり基金」公設事務所のみで行うことは現実的ではない。

2 司法ネットの運営主体の課題

日弁連・弁護士会が引き続き弁護士過疎対策を行い、且つ発展させていくべきことは言うまでもない。しかし、特に公的弁護制度に確実に対応できる態勢を確保するという観点からは、日弁連の現状の弁護士過疎対策を続けて行くだけでは、人材確保の面でも予算の面でも不十分である。

そこで、司法ネットの運営主体は、日弁連・弁護士会の取組みと連携しつつ、最低限、公的弁護制度の対応態勢を確保するために必要な「公設事務所」を設置していく必要がある。

また、弁護士が1人もいない地域に、弁護士1名が常駐する公設事務所を1箇所開設するだけでは住民のニーズ（事件受任や法律相談の需要）に応えきれないことは、この間の「ひまわり基金」公設事務所の経験からも明らかになっている。特に、対立当事者にも公平に司法サービスを提供することは制度設計上の重要な課題である。そのため、日弁連ではこれらの点を解決するとともに、相談先・依頼先に関して市民の選択の可能性を確保するため、弁護士過疎地域には複数の公設事務所と法律相談センターの併設を基本とした設置計画が必要だと考えている。従って、すでに「ひまわり基金」公設事務所が開設されている地域についても、司法ネットの運営主体がもう1箇所以上の常駐型公設事務所を設置するとともに、「法律相談所」の設置が必要であり、「ひまわり基金」公設事務所が設置されていない地域では、複数の常設型公設事務所の設置と法律相談所の設置が検討されるべきである。

司法過疎対策について

- ・市町村役場・都道府県庁・合同庁舎での法律相談を、毎週行う。
- ・都道府県庁・合同庁舎 市町村役場に対する争議の場合、必要。
- ・市町村役場 都道府県庁に対する争議の場合、必要。

アメリカのような地方検事制度を採ったら良いのではないか。

運営主体が司法過疎地域へも弁護士を派遣することによって、一般の弁護士にとっても地方での開業が魅力的な選択肢の一つになってゆけばよいと思う。ことに、今後弁護士の数が増えることを考えれば、なおさらである。

そもそも弁護士の大都会偏在が問題なのだと思います。医学部の奨学金制度を見習い、ロースクールの学費等を負担し、一定期間、無・少弁護土地域に勤務することとしてはどうでしょうか。

運営主体が過疎地に事務所を設けた際には、司法修習生に数日間そこでの勤務体験をしてもらうこととしてはどうだろうか。自分も過疎地で頑張ってみようという者も大勢出てくるのではないだろうか。

裁判所があっても弁護士の居ない地域が20か所以上、1人の地域が35か所以上と弁護士養成と増員をと考える。

司法過疎対策としては、テレビ電話を活用することによって、例えば、テレビ電話を使って薬の処方方を指示するお店のように、場所を問わずいつでもどこでも対応できるため、司法過疎問題を解消できると思います。

弁護士会が対応できないところは国で手当をしてもらいたい。ただし、地域の実情をよく調査して、法律サービスに対する需要を適格に把握する必要がある。

弁護士を無駄に貼り付けるようなことにならないよう注意する必要がある。

司法過疎問題は、本来、弁護士会が対応すべき問題である。業務独占を認められているのだから、弁護士会内部で人材を集めて、一定期間過疎地に派遣するような制度を発足させるべきである。しかし、それでは時間がかかると思うので、さしあたっては国が手当を

する必要があると思う。もっとも、本来弁護士会が対応すべき問題なので、国民の税金を使うのではなく、弁護士会に費用負担をさせるべきである。

司法過疎地域があることは初めて知った。弁護士には2年程度過疎地での勤務を義務づけてはどうか。会社でも役所でも転勤はつきものである。裁判官が裁判所以外のところで勤務経験をするのが重要だと言われているようだが、弁護士にも世間知らずは多い。過疎地勤務を義務づけることで多くの経験を積むことができるのではないか。

多種の相談窓口の拡充こそ司法過疎対策として有効であり、これを充実すべきである。

司法過疎対策

1 当会の過疎対策

日弁連と各地の弁護士会は、各地の地域司法計画を策定し、そのなかで司法過疎解消計画を立案している。そして、その実現のために、これまで鋭意努力してきた。

当会も、裁判所支部の所在地に最低3人の弁護士を配置し、さらには交通の便や文化的地域性に配慮しつつ、人口7000人に一人程度の割合で弁護士を配置すべく計画を立案し、会内の協力体制を作りつつある。

また、既に県内14カ所に法律相談センター（弁護士センターと称するところもある）を設置しているが、さらに本年4月までに4カ所の法律相談センターを設置する予定である。これによって、すべての裁判所支部、独立簡裁所在地に法律相談センターが設置されるほか、人口が集中している福岡市周辺では、副都心にも法律相談センターを広げることになる。夜間相談や休日相談も実施している。

2 新たな運営主体の役割

司法過疎の状況やこれに対する地域の取組は多様であり、何が必要かも地域によって大きく異なる。新たな運営主体の役割は、

法律扶助事業と公的弁護を担うその地域の弁護士・弁護士会と連携し、その活動を尊重し補完していくことである。現在、日弁連は、会員から特別会費を徴収して「ひまわり基金」を設け、公設事務所の開設に資している。このような新設事務所を支える公的制度としては、無利子ないしは低金利の貸付制度、開設後一定期間の税の減免措置などが考えられる。このような制度を国や地方自治体が創設することによって、弁護士過疎地域への法律事務所の開設を促すことが可能であり、司法過疎の解消に確実につながる。

司法過疎対策について

司法過疎地域等においては、常勤弁護士・司法書士等による法律サービスの提供が行われ得る体制を整備すべきである。

1．簡易裁判所所在地を基準とした拠点の設置

司法ネットが国民の司法へのアクセス改善を目的とするのであるならば、とりわけ司法過疎地において地域住民の法的需要に応える様々な方策を検討しなければならない。

先の司法制度改革推進計画における簡易裁判所の機能充実の観点から、その検討が行われた結果、事物管轄140万円への引き上げ、少額訴訟における目的物の価格60万円までの引き上げが予定され、今後簡裁の役割は当然に拡大し、その利用が一層拡充すると考えられる。そこで、司法過疎地域への拠点の設置については、地方裁判所管轄地域を基準とした弁護士ゼロワン地域に限定するのではなく、財政的に許されるのであればむしろ全国の簡易裁判所所在地を基準として、弁護士・司法書士ゼロワン地域への設置が望まれるところである。

2．運営主体が主宰するADRの検討

司法過疎地域については、法律サービスの提供にとどまらず、ADR（裁判外紛争処理手続）について民間による対応がない場合や過疎地で誰も対応しない等の場合は、運営主体自らが主宰するADRについても検討する必要がある。この場合、その

人的確保については、ADRの特性を十分考慮し、隣接法律専門職種以外についても一定の範囲でその対象として考えることができる。

3．人材確保のための体制整備

司法過疎地域において、常勤（スタッフ）弁護士・司法書士等や職員に対する、給与、勤務期間、生活面でのサポートについて十分考慮する必要がある、これら人材確保のための体制を整えることが重要である。